

# 生産緑地制度等の運用の見直しについて（骨子）

## ■生産緑地地区とは

市街化区域内の農地（以下、都市農地）を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に、地権者の同意を得て、都市計画に定めることができる地区です。

生産緑地地区内では開発規制を受ける一方で、税制優遇を受けることができます。



- 開発規制：建築物の新築等の行為制限  
原則30年間の農地等としての管理義務  
※指定から30年が経過した場合や主たる農業者が死亡等により営農継続できなくなった場合は、市に対して生産緑地の買取り申出をすることが可能
- 固定資産税評価：農地評価、農地課税
- 相続税の納税猶予：納税猶予あり、終身営農で免除

## ■生産緑地制度等の運用の見直し

神戸市では平成4年に生産緑地地区の当初指定を行いました。平成29年5月の生産緑地法等の改正を踏まえ、生産緑地制度のさらなる活用などにより都市農地の保全を図るため、下記のとおり運用を見直します。

### ①面積要件の引き下げ（平成30年4月1日条例施行予定）

生産緑地の一律「500㎡」の面積要件を「300㎡」に引き下げるため、条例制定に向けた手続を進めております。

### ②追加指定の開始（裏面をご覧ください）

これまで生産緑地地区の指定を受けていない都市農地について、地権者の同意を得て、平成30年度より追加指定に向けた手続を開始します。※30年間の営農義務

### ③特定生産緑地の指定

当初指定から30年が経過した生産緑地は、税制優遇を受けることができなくなるため、地権者の同意を得て、平成34年（2022年）に向けて特定生産緑地の指定により税制優遇を継続し、保全を図ります。 ※以後10年毎に更新

### ④新たな用途地域「田園住居地域」の指定等

直売所や農家レストランなど農業用施設の立地を許容する一方で300㎡以上の農地開発を規制する「田園住居地域」の指定や都市農地を活かしたまちづくり協定等について検討します。

### ⑤農業振興施策による都市農業の支援

体験農園や直売所などの都市農地を活用する取組の支援を検討します。

## ■生産緑地地区の追加指定の開始について

神戸市では、平成30年度より追加指定に向けた手続を開始します。生産緑地地区の追加指定に必要な書類や指定の要件等については、平成30年4月にミニニュースの郵送やホームページ等によりお知らせいたします。

## ■追加指定に関する今後のスケジュールについて

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 平成30年4月1日          | ・生産緑地の面積要件引き下げ条例施行（予定）                   |
| 平成30年4月            | ・説明会の開催（下記をご覧ください）<br>・追加指定に関するご案内及び受付開始 |
| 平成30年5月31日         | ・追加指定の1次受付終了<br>※翌年度以降も追加指定の受付を行う予定です。   |
| 平成31年～<br>（2019年～） | ・都市計画決定                                  |

## ■説明会を開催します

生産緑地法等の改正に伴う神戸市の対応方針や、追加指定等に関して、市内の5ヶ所でご説明します。

実施日時	場所
4月16日（月）18:30～	西区役所 4階 西公会堂
4月17日（火）18:30～	北区役所 2階 大会議室
4月18日（水）18:30～	北須磨文化センター 3階 大会議室
4月23日（月）18:30～	J A兵庫六甲本店 2階 大ホール
4月24日（火）18:30～	西神文化センター 4階 大ホール

○どの日程でも同様のご説明となります。ご都合の良い日程をお選びください。

○いずれの会場にも専用駐車場がありますが、駐車台数に限りがあります。

なお、北須磨文化センターの駐車場は有料です。

○北区役所及び西区役所では、夜間通用口をご利用ください。